

入札公告

下呂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託に関する一般競争入札公告

下呂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和4年5月19日

岐阜県飛騨市事務所長 小島 光則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

下呂総合庁舎エレベーター設備保守点検業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

(4) 委託業務履行場所

下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎

(5) 最低制限価格の設定

無

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外－建物関連の委託業務－エレベーター（昇降機）保守）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 過去5年以内に定員9名以上のエレベーター設備保守点検業務を実施した実績があること。

(6) 飛騨地区に本店がある事業者又は飛騨地区に支店、事業所等を有する事業者であること。

(7) 本公告に示した委託業務に係る定期点検及び障害時の点検調整、修理等を実施し、保守に関する一切の技術責任を負うこと。

(8) 本公告に示した委託業務に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局 〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1

岐阜県飛騨県事務所（下呂市駐在）振興防災課管理調整係

電話 0576-52-3111（内線385）

FAX 0576-53-2040

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和4年5月19日（木）から令和4年5月27日（金）までの毎日
(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 3の（1）と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は、上記3の（1）まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の（1）から（8）までの競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 令和4年6月1日（水）午後5時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年6月8日（水）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年6月16日（木）午前10時00分

イ 場 所 高山市上岡本町7-468

飛騨総合庁舎 厚生2会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額（以下「端数切捨て」という。））をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。